

調査の目的

奈良県教育委員会では、平成 12 年 8 月に「奈良県教育懇談会」を設置し、地方分権時代の奈良県にふさわしい教育改革の在り方について、さまざまな観点から検討をお願いした。平成 13 年 11 月 6 日に、「教育改革のための中間提言」として、主に子どもの基礎的な発達段階にかかわる教育改革について、具体的な改革プランの提言を受けた。

県教育委員会では、これらの改革プランの提言を中心に、県民の方々の教育改革に関する率直なご意見を伺って、これからの施策に生かすために、無作為抽出による県民を対象にして、平成 14 年 1 月に「奈良県の教育改革に関する『県民 5,000 人アンケート』調査」を実施した。

調査の対象、内容及び方法

1 調査対象

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 調査地域 | 奈良県全域 |
| (2) 母集団 | 県内に居住する満 20 歳以上の男女個人 |
| (3) 標本数 | 5,060 人 |
| (4) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出 |

市町村を単位として、県内を 6 広域市町村圏域（以下「圏域」という。）と、それに属していない奈良市、大和郡山市、生駒市の 9 地域に分類し、次の基準で標本抽出を行う単位数を決定した。

県全体に占める圏域等ごとの 20 歳以上人口比を算出し、人口比約 4 % を 1 抽出単位として、圏域等ごとの抽出単位数を決定。

圏域等において、誤差率¹ 10 %、信頼度² 97 %を設定した場合のサンプル数は約 120 件となる。ここで回収率を 30 %と見込むと、対象者数は約 400 件となる。今回の調査では、さらに約 15 %増の 460 件（2 抽出単位）を圏域等から抽出。

1 誤差率 標本調査の結果得られた比率から、母集団における回答比率を推定する場合の誤差の範囲幅。

2 信頼度 同じ母集団から異なる標本を抽出して調査を行った場合に、同じ結果が得られる確率。

その後、圏域では、1 単位 1 市町村として比較的人口規模の大きい市町村を中心に調査対象市町村を決定し、また奈良市は 4 単位、大和郡山市、生駒市はそれぞれ 2 単位を配分し、その市町村に居住する満 20 歳以上の男女を対象者として無作為抽出した。

圏域等ごとの20歳以上人口、その構成比、抽出単位数及び抽出件数

| 圏域等 | 20歳以上人口 | | 抽出 単位数 | 抽出件数 | |
|----------|-----------|---------|-----------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | | | |
| 桜井宇陀 | 87,738 | 7.6 % | 2 | 460 件 | |
| 王寺周辺 | 121,235 | 10.5 % | 2 | 460 件 | |
| 葛城 | 188,743 | 16.4 % | 4 | 920 件 | |
| 南和 | 80,963 | 7.0 % | 2 | 460 件 | |
| 山辺 | 106,357 | 9.2 % | 2 | 460 件 | |
| 橿原・高市 | 110,555 | 9.6 % | 2 | 460 件 | |
| 圏域 以外 | 奈良市 | 291,949 | 25.3 % | 4 | 920 件 |
| | 大和郡山市 | 76,397 | 6.6 % | 2 | 460 件 |
| | 生駒市 | 90,226 | 7.8 % | 2 | 460 件 |
| 合計 | 1,154,163 | 100.0 % | 22 | 5,060 件 | |

各圏域から抽出した市町村

| 圏域 | 抽出市町村名 |
|-------|-------------------|
| 桜井宇陀 | 桜井市 榛原町 |
| 王寺周辺 | 斑鳩町 王寺町 |
| 葛城 | 大和高田市 御所市 香芝市 新庄町 |
| 南和 | 大淀町 十津川村 |
| 山辺 | 天理市 田原本町 |
| 橿原・高市 | 橿原市 高取町 |

(5) 抽出台帳 選挙人名簿

2 調査内容

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 家庭と就学前教育の充実 | (6) 高校の独自入試など |
| (2) ボランティア参加 | (7) 教員の資質向上 |
| (3) 授業の理解と問題行動 | (8) 求める子どもの人間像 |
| (4) 学力向上 | (9) 奈良県の教育改革に関する意見や提言 |
| (5) 学校の経営改善 | (10) 対象者の性別、年齢等 |

3 調査方法

- | | |
|----------|--|
| (1) 配布回収 | 郵送配布・郵送回収による郵送調査法 |
| (2) 調査期間 | 平成14年1月7日(月)～1月21日(月) お礼状を兼ねた督促状を1月16日(水)発送 |